

一般事業主行動計画

従業員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

目標1： 従業員が育児休業等を取得しやすい環境を醸成に努め、従業員の育児休業者および育児短時間勤務者を拡大する。

<対策>

- 2023年4月～ 育児や介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 2023年4月～ 産前産後休業、育児休業等、女性労働者の健康の確保に係る制度の周知や情報提供、また、相談体制の整備実施

目標2： 全従業員の年次有給休暇取得日数を、1人当たり平均年間11日以上とする。

<対策>

- 2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年4月～ 定期的に計画年休取得の周知をおこなう
- 2023年4月～ 管理職へ取得促進の呼びかけ等、啓発をおこなう